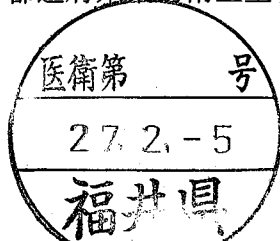


事務連絡

平成27年2月4日

各都道府県薬務衛生主管部（局） 御中



厚生労働省医薬食品局

監視指導・麻薬対策課

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第76条の6の2第1項の規定に基づき製造等を広域的に禁止する指定薬物等である疑いがある物品」の改正について

今般、危険ドラッグの販売店舗に対し立入検査を実施し、店舗で発見された指定薬物等である疑いがある物品のうち、その生産及び流通を広域的に規制する必要があると認める物品（以下「告示禁止物品」という。）について、平成27年2月4日に13物品を告示<sup>\*1</sup>し、厚生労働省HP<sup>\*2</sup>でも公表いたしました。これにより、何人も、告示禁止物品と名称、形状、包装からみて同一のものと認められる物品を製造し、輸入し、販売し、授与し、販売若しくは授与の目的で陳列し、又は広告することが禁止されることとなります。

つきましては、貴管下市町村、関係団体、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その実施に遺漏なきよう、お願いいたします。

なお、「危険ドラッグを販売等する店舗等に係る処分基準について」（平成26年12月10日付け薬食発1210第5号厚生労働省医薬食品局長通知）において、告示禁止物品を発見した際には、原則として優先的に検査命令・販売等停止命令による取締りを行うべき旨を各地方厚生局長宛てに通知しておりますが、検査命令を実施することが困難である事情がある場合には、第76条の7の2第2項の中止命令の実施を検討いただくよう、お願いいたします。

(※1)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第七十六条の六の二第一項の規定に基づき製造等を広域的に禁止する指定薬物等である疑いがある物品の一部を改正する件（平成27年厚生労働省告示第19号）

(※2)

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryoku/iyakuhin/yakubutura\\_nyou/index.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/iyakuhin/yakubutura_nyou/index.html)

[http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryoku/iyakuhin/yakubuturan\\_you/oshirase/20141226-3.html](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/iyakuhin/yakubuturan_you/oshirase/20141226-3.html)



(号 外)  
独立行政法人国立印刷局

目次

(告 示)

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第七十六条の六の二第一項の規定に基づき製造等を広域的に禁止する指定薬物等である疑いがある物品の一部を改正する件(厚生労働一九)

告 示

示

○厚生労働省告示第十九号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第四百四十五号)第七十六条の六の二第三項及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則(昭和三十六年厚生省令第一号)第二百四十九条の六の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第七十六条の六の二第一項の規定に基づき製造等を広域的に禁止する指定薬物等である疑いがある物品(平成二十六年厚生労働省告示第五百九号)の一部を次のように改正する。

平成二十七年二月四日

第一項の表に次のように加える。

厚生労働大臣 塩崎 恭久

二十六	Angel Rose (販売名がエンジェルローズであるものを含む。)	液体
二十七	Artistic (販売名がAPEであるものを含む。)	植物片
二十八	Ash Gorilla (販売名がゴリラであるものを含む。)	粉末
二十九	CIRCLE SHINE CROWN (販売名がシャインクラウンであるものを含む。)	植物片
三十	Dance in sence ECSTASY (販売名がダンスエクスタシーであるものを含む。)	植物片
三十一	Lion Heart BLUE	植物片
三十二	Lion Heart RED	粉末
三十三	MONSTER (販売名がモンスターグレーであるものを含む。)	粉末
三十四	MONSTER (販売名がモンスターブルーであるものを含む。)	植物片
三十五	nic e guy	植物片
三十六	NO LIMIT syndrome (販売名がシンドロームであるものを含む。)	植物片
三十七	SEXUALITY	液体
三十八	X-AROMA	液体


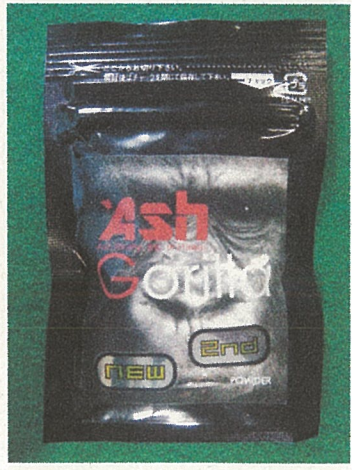
第二項を次のように改正する。




(物品の包装)

2 前項の表に掲げる物品の包装は、それぞれ、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課に備え置いて縦覧に供するとともに、厚生労働省のホームページにより公表する。)

番号	名称	形状	包装
35	nice guy	植物片	
36	NO LIMIT syndrome (販売名がシンドロームであるものを含む。)	植物片	
37	SEXUALITY	液体	

番号	名称	形状	包装
26	Angel Rose (販売名がエンジェルローズであるものを含む。)	液体	
27	Artistic (販売名がAPEであるものを含む。)	植物片	
28	Ash Gorilla (販売名がゴリラであるものを含む。)	粉末	

番号	名称	形状	包装
29	CIRCLE SHINE C ROWN (販売名がシャインクラウンで あるものを含む。)	植物片	
30	Dance insence ECSTASY (販売名がダンスエクスタシー であるものを含む。)	植物片	
31	Lion Heart BLU E	植物片	

番号	名称	形状	包装
32	Lion Heart RED	粉末	
33	MONSTER (販売名がモンスターグレーで あるものを含む。)	粉末	
34	MONSTER (販売名がモンスターブルーで あるものを含む。)	植物片	

番号	名称	形状	包装
38	X-aROMa	液体	